

令和 5 年度高齢者施設等における検査費用補助金の概要について

		感染者発生日	
		令和 5 年 5 月 7 日まで	令和 5 年 5 月 8 日以降
対象事業所		<p>職員又は利用者に<u>感染者</u>が発生した事業所(発生した事業所と同一建物に併設する事業所も対象)</p> <p>※濃厚接触者(令和 5 年 5 月 7 日まで)や感染者と接触のあった者のみの発生では、補助対象としない。</p> <p>※対象サービスは別紙のとおり</p>	変更なし
補助対象となる検査	<p>・PCR 検査(PCR 検査キット含む)</p> <p>・抗原<u>定量</u>検査 (注)抗原<u>定性</u>検査(検査キット)は対象外</p>	<p>①感染者が発生したが、行政検査とならなかった職員・利用者(入所者)が感染の有無を調べるために受けた任意の検査</p> <p>※<u>感染者発生後の直後の検査一人あたり 1 回のみが対象</u></p> <p>※任意の検査(全額自己負担)が対象となる。検査が医療保険適用となった場合の自己負担分や初診料などの医療保険対象の項目は補助対象外</p>	変更なし
	抗原定性検査(検査キット)	<p>②濃厚接触者である職員が待機期間を待たずに復帰する場合の検査</p> <p>※薬事承認された検査キットであること</p> <p>※<u>復帰日と復帰日前日の連続した 2 回の検査</u>であること。1 回のみでは復帰の要件を満たさないため対象としない。</p> <p>(具体例) 待機期間 5 日間(6 日目復帰)のところ 2 日目と 3 日目に検査し陰性が確認できたため、3 日目から復帰した ⇒2 日目(復帰日前日)と 3 日目(復帰日)の検査が補助対象となる。</p>	<u>終了</u>
補助額		1 件あたり 1 万円まで	変更なし

※補助対象となる経費は、令和 4 年度及び令和 5 年度に発生した経費です。令和 3 年度発生分は補助対象にはなりません。

別紙

サービス	施設、事業所の種類
訪問系サービス	訪問介護 生活支援型訪問サービス 訪問看護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援 生活援助型配食サービス
通所系サービス	予防専門型訪問サービス 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 地域密着型通所介護 ミニデイ型通所サービス 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護
短期入所系サービス	短期入所生活介護 短期入所療養介護
多機能型サービス	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
入所施設・居住系サービス	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 有料老人ホーム 介護医療院 認知症対応型共同生活介護 軽費老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

注1 感染者が発生した場合、その影響があった範囲内において、1 対象施設等（事業所）当たり 1 回申請を行うことができる。ただし、前回の申請・交付から一定期間経過後であって、感染者の発生に至った事由が前回の補助事業と異なると客観的に判断される場合は改めて申請を行うことができる。

注2 対象施設等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

注3 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営する対象施設等である場合は、一の対象施設等として扱う。